

三次市教育委員会告示第10号

三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月22日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する
告示

三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱（平成31年三次市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年3月30日から施行する。